

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和 4 年 9 月定例会	
議案番号 議案名	・議案第 18 号 一般会計補正予算(第 5 回) ・議案第 20 号 令和 4 年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計補正予算
議員名・会派名等	日本共産党
賛否態度	反対
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>私たち日本共産党は、本会議および委員会での討論という本来の発言を最大限に活かすことこそが議員の責務と考えます。</p> <p>非公式の場に、議会で発言もしていない意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるという考えから、以下、本会議や委員会などの公の場で討論した内容を掲載します。</p> <p>2022 年 9 月 28 日 本会議 議案討論 日本共産党のミールかずえです。</p> <p>議案第 18 号 一般会計補正予算(第 5 回)について、会派を代表して反対討論を述べます。本補正予算は新拠点ゾーンの土地購入費用 11 億円を増額する補正予算です。</p> <p>審査ではなぜ増額されるのか、またこの土地は何に利用されるのかなどの観点から質疑しました。</p> <p>まずなぜ増額されるのかについては、当初の価格の 27 億円は令和 2 年度の仮換地設計委託業務の中で従前・従後の基準値地及び各宅地の格差率について不動産鑑定を実施した結果であるということ、そして今回は不動産鑑定士に直接依頼し鑑定したものであるということでした。したがってより現状に近く直接鑑定によるものということなので約 4 割、11 億円もの増額ですが、やむを得ないと判断しました。</p> <p>次にこの土地は何に利用されるのか、という点です。昨年 12 月議会で市が答弁した通り、現状でも市役所移転はゼロベースであり、新拠点ゾーンへの移転は決まっていません。しかしながら今回の利用用途は、国へ提出する取得等要望書にはっきり「市役所用地」と書かれています。</p> <p>そうであれば、この土地に市役所を建てる、つまり新拠点ゾーンへの移転建て替えが前提とするのが普通だと思いますが、審査では「庁舎移転、位置変更ではない」という矛盾した答弁でした。</p> <p>なぜ市がこのような矛盾した答弁をするのかと言えば、それはまだ議会が移転建て替えを決定していないからです。市庁舎の問題は公共施設再編検討特別委員会で議論の途上であり、市長の諮</p>

問機関である市庁舎整備検討委員会も今月、中間答申が出たばかりです。最終答申は来年3月です。そうであればなぜ今、土地取得を急ぐのでしょうか。市庁舎にどのような機能がよ必要か、必要面積はどの程度か、現地か移転かなど現在進められている議論の結論を待ってから土地取得の手続きを進めるのが筋ではないでしょうか。移転建て替えありきで進めるなら、なんのための特別委員会であり、市庁舎整備検討委員会なのでしょう。市のやり方はあまりに議をを軽視し、また自ら設置した有識者会議をも軽んじているといわざるを得ません。

しかしながら、この委員会の審査を通して明らかになったのは、「市役所移転はゼロベース」という認識はどの委員も共通認識として持っているという点です。だからこそ賛成した委員も「市役所移転には特別議決が必要である」とか、「利用目的を『市役所用地』としたのは執行部の判断である」などの言い訳をせざるを得なかったのです。

したがって、今回の議案は市自らが答弁した市役所の「移転建て替えはゼロベース」にも矛盾する「移転が前提」となる「市役所利用」のための土地取得費の補正予算であり、認めるわけにはいきません。また市は当初土地取得要望書を国に提出した際も、提出した後に議に報告し、その理由を「執行権の行使」といってはばかりず、議の軽視ともとれる強行姿勢があらわになっています。

したがって、今回さらに議の軽視、形骸化を進めるような市のやり方は大いに問題であり、議の結論と有識者会議である庁舎整備検討委員会の答申を経てから手続きを進めるべきであることを申し上げ反対の討論といたします。

次に、議案第20号 令和4年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計補正予算について、

本議案は新松戸駅東側地区土地区画整理事業にかかる土木実施設計の修正に関する業務委託費1850万円と立体換地建築物実施設計業務委託費4億8990万円の補正予算案です。

土木実施設計の修正については、区画整理事業地内の道路や駅前広場など全体の設計が変わってくるというものであり、大きな計画の変更です。今回は北側の急斜面が県の土砂災害特別警戒区域に指定されたことによる計画の変更との説明でした。しかし審査では設計の変更をしないと時間がかかるからということで、計画修正を行わなくても可能であるととれる答弁であり、今回の計画変更が土砂災害特別警戒区域の指定によるものなのか疑念が残りました。

また修正の計画では土砂災害特別警戒区域を避けるためそこに道路を通すようだが、当初の計画で幅19メートルのアクセス道路の幅が狭くなるのか、マンションの敷地に変更があるのか、その修正によって減歩率に影響はあるのかなどの質問に対し、市は詳細をほとんど説明せず、計画を策定する中で今後わかってくるなど、その場しのぎの答弁に終始しました。

そもそも、今年の3月には地権者には「まちづくりニュース」の中で示している、今回の変更案の図についても示さず、その理由を質問したところ「まだ決まっていないことなので、議会に正式に出すことはできない」という趣旨の答弁でした。計画はすべてまだ決まっていないことであり、どのように修正するのかその図も変更の方針も内容も分からなければ審査しようがありません。

また地権者の反応について確認すると、おおむね賛成との答弁でしたが、どのように修正するか決まっておらず、その修正によって減歩率がどのように変化するかもわからないのに賛否を示すことができるのでしょうか。

また立体換地建築物実施設計業務委託については、地権者の希望によって立体換地建築物、つまり新たに建設されるマンションですが、その設計が早められたということです。地権者の皆さんにとっては自分たちが今後住む予定の場所ですから、早く知りたいということは自然なことです。しかし、今後土木実施計画を修正していくという現時点で、マンションだけは変わらず進めていくのは問題ではないでしょうか。マンションの敷地に変更があるかどうかはまだ不明とのことでした。またマンションの中に設けられる公益的な施設についても市は詳細な説明を一切しませんでした。

したがって本計画についてはまず土地をどのように使うか決めただうえで、上物のマンションの設計を進めていくのが順番ではないでしょうか。これではマンションありきの計画であるといわれても仕方ありません。

以上のように修正の図や内容も一切示さずこの土木実施設計修正業務委託や立体換地建築物実施設計業務委託が妥当かどうかは判断ができないため反対であることを申し上げ討論とします。